

避難情報等の発令及び伝達マニュアル



平成2年9月台風19号による洪水被害(邑久町尾張・本庄地内)
(岡山県『平成2年9月台風第19号災害誌』)

令和8年5月改定



岡山県瀬戸内市

はじめに

本市では、「避難情報等の発令及び伝達マニュアル」に基づき、避難情報等の発令の判断を行ってきました。令和8年5月から「新たな防災気象情報」の運用が開始されることを受け、体系を整理し、「避難情報等の発令及び伝達マニュアル」を改訂します。以下の点を基本方針とします。

なお、基本的な考え方については、「避難情報に関するガイドライン(令和8年5月)内閣府(防災担当)」を参照します。

1. 避難は災害から命を守るための行動である。

2. 避難行動を分類し、「立退き避難」「屋内安全確保」「緊急安全確保」と整理する。

① 「立退き避難」とは、自宅や施設などに留まることが危険である場合に、その場を離れて安全な場所へ移動する避難行動を指します。洪水や土砂災害警戒区域など、災害リスクのある区域に居る場合、この場から外部の安全な場所へ避難することが求められます。

立退き避難には、「水平避難」(建物から遠くへ移動する)や「垂直避難」(安全確保のため建物内の上層階へ移動する)が含まれます。

② 「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域に自宅や施設があっても、浸水想定や建物の構造を基に、計画的に上階に移動することで身の安全を確保する行動を指します。これは、居住者が自らの状況を確認・判断した上で取る行動です。

③ 「緊急安全確保」とは、災害発生が極めて差し迫った状況で、避難移動が困難な場合に、近くの最も安全な場所で一時的に生命を守る行動を指します。例として、自宅の最も安全な場所に移動し、外部との接触を避けて身を守るといった対応が挙げられます。これは災害の進行が早く、時間的余裕がない状況下で行われる最後の保護策です。

3. 住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、それを行政が全力で支援する。

4. 災害から市民の命を守るため、昼夜の時間帯を問わず、災害発生の危険性が著しく高まった場合、もしくは避難情報等の判断基準に達した場合には躊躇することなく避難情報を発令する。

5. 「空振り」とは災害対応の目標が達成されたことを指し、それに対しては毅然とした態度で避難情報を発令する。また、高齢者等避難情報の発令を有効かつ積極的に活用し、早めの避難情報発令を心がける。

本マニュアルは、関係機関における現時点の知識や技術等を前提として避難情報の発令および伝達に関する事項を取りまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術、知見等を踏まえて、更なる改善を図り、より良いマニュアルとしていく方針です。

また、主要河川の氾濫や土砂災害など、多数の犠牲者が発生する恐れのある災害を対象として避難情報を発令することを基本としています。一方で、積乱雲の急速な発達によって発生する竜巻、雷、急な豪雨などの現象については、適時かつ的確な避難情報の発令が困難であるため、これらの現象から身を守る方法を平常時から市民に周知する必要があります。

平常時における予防啓発が、市民の命を守る上で最も重要であるとの認識に立ち、災害時には地域防災力を活用して市民の安全確保を図るとともに、本マニュアルを適切に運用することで目標を効果的に達成することを目指します。

避難情報等の発令および伝達マニュアル

－ 目 次 －

【共通編】

1. 市の責務.....	1
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方.....	1
3. 避難情報等の発令基準の設定.....	4
4. 避難情報等の伝達方法.....	4

【水害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方.....	6
2. 避難情報等の判断.....	6
3. 避難情報等の伝達文例.....	22
4. レベル5 特別警報の取扱い.....	23

【土砂災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方.....	24
2. 避難情報等の判断.....	26
3. 避難情報等の伝達文例.....	29

【高潮災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方.....	31
2. 避難情報等の判断.....	32
3. 避難情報等の伝達文例.....	36

【津波災害編】

1. 避難指示発令の判断基準の基本的考え方.....	38
2. 避難指示発令の判断.....	38
3. 避難指示の伝達文例.....	43

1. 市の責務

災害対策基本法(以下、「災対法」という。)において、市は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画(地域防災計画)を作成し実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市長に付与されている。

市長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、市は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。そのため、市は、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人一人や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

2. 避難行動(安全確保行動)の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか(避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等)
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2.1 避難行動

居住者等は、災害発生のおそれの高まりに応じて、適時的確な避難行動等をとることが必要であり、市は、災害発生の高まりに応じ、居住者等の避難行動等を支援する防災情報をわかりやすく提供する必要がある。このため、災害発生のおそれの高まりに応じ、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を促す情報」と「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、居住者等の主体的な避難行動等を支援する。

市長が発令する避難情報等により居住者等がとるべき行動の詳細は表1のとおりである。警戒レベル相当情報については、国や岡山県が提供する防災気象情報等で、居住者等が主体的に避難行動等を判断するための参考となる状況情報である。防災気象情報と警戒レベルの関係は表2のとおりである。

表1 警戒レベルと避難情報等により居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 ^{※注} は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ^{※注} 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人及びその人の避難を支援する者
【警戒レベル2】 レベル2氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報 （気象庁等が発表）	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再認識するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

表2 警戒レベル相当情報の新たな情報体系

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

(出典:国土交通省ホームページ)

2.2 避難情報等と居住者等がとるべき行動(警戒レベルの詳細)

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等:市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。基本的な事項を表1のとおり整理する。

なお、津波については、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないため、避難指示に警戒レベルを付さないこととしているので留意する。

2.3 避難場所と避難所

- ① (指定緊急)避難場所: 切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所
- ② (指定)避難所: 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

3. 避難情報等の発令基準の設定

避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき(災対法第 60 条第 1 項)」であるため、本マニュアルでは、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とし、対象となる災害は、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮、津波とする。

避難情報等の判断基準の設定に関する流れは概ね次のとおりとし、詳細は災害種別毎に定める。

- ① 避難情報等を発令する対象災害の確認
- ② 避難情報等の発令対象区域の設定(絞り込み)
- ③ 避難情報等の発令基準の設定(発令タイミングの設定)
- ④ 避難情報等の発令に用いる伝達文(例)の設定
- ⑤ 避難情報等発令により立退き避難が必要な住民に求める行動の設定
- ⑥ 避難情報等の発令判断に用いる防災気象情報や観測情報の収集元の特定
- ⑦ 避難情報等の判断に関する助言を求める専門機関の特定

4. 避難情報等の伝達方法

4.1 情報伝達時の実施・配慮事項

市は、災害発生の危険性がある状況において、災害の危険が去るまでの間、居住者等が適時的確な避難行動等をとることができるよう、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。特に、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に避難が立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

緊急時の情報伝達においては、避難情報等が可能な限り居住者等一人一人に伝わるよう、多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を行うとともに、居住者等に避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等が少なからずあること等を踏まえ、避難行動を強く促すことができるよう配慮すべきである。また、このような情報伝達の実効性を高めるため、平時より必要な準備・他機関との調整・避難計画の作成(地区防災計画、個別計画、マイ・タイムライン、災害避難カード等)・避難訓練等を行っておくべきである。

4.2 避難情報等の伝達手段

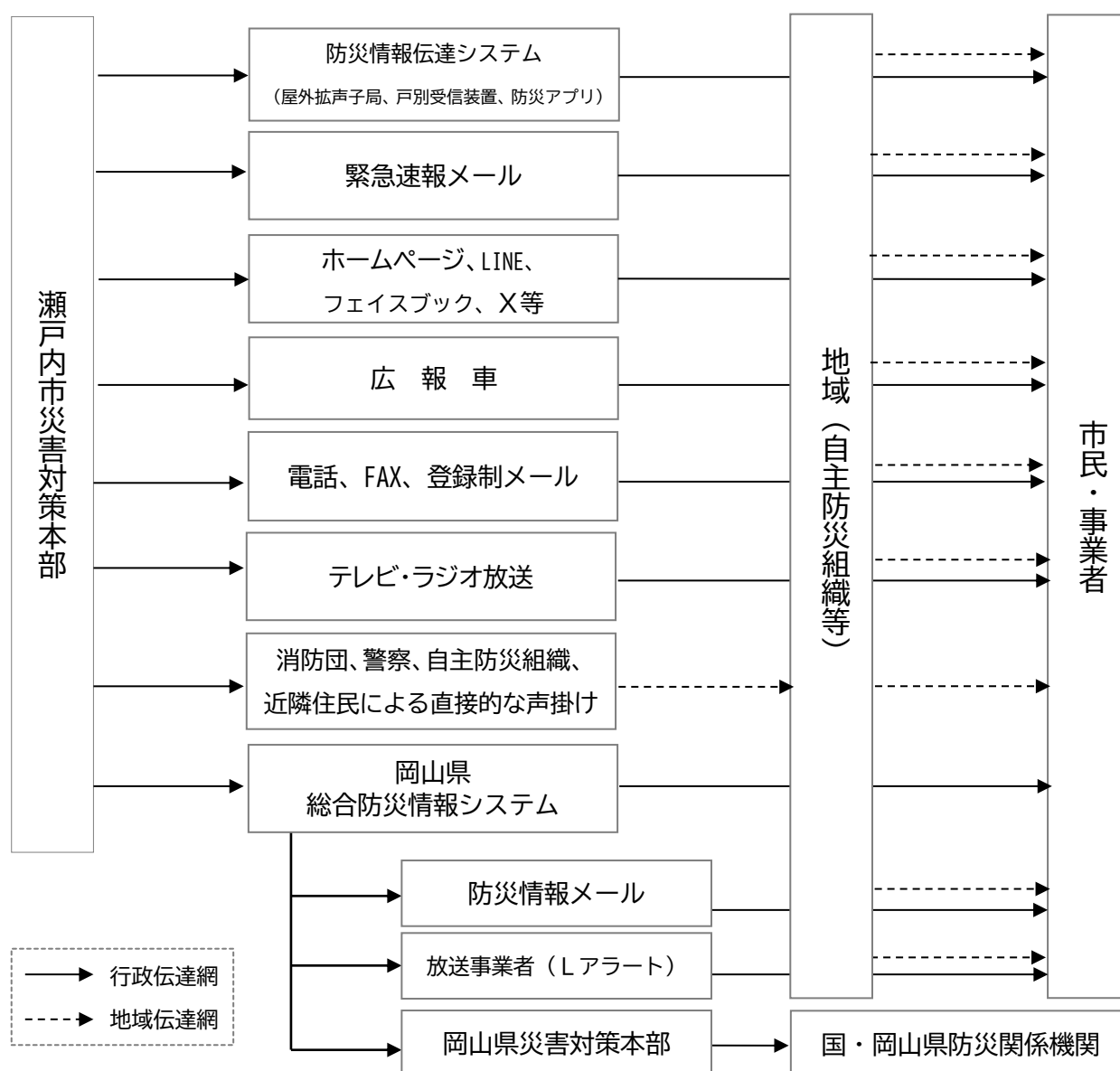
避難情報等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、下記のとおり可能な限り多様な伝達手段を組み合わせる実施する。

- ① 防災情報伝達システム(屋外拡声子局、戸別受信装置、防災アプリ)
- ② 緊急速報メール
- ③ ホームページ、LINE、フェイスブック、X(エックス)等の SNS

- ④ 広報車(市、消防団、警察による広報)
- ⑤ 電話、FAX、登録制メール
- ⑥ テレビ・ラジオ放送
- ⑦ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民による直接的な声掛け(避難行動要支援者)
- ⑧ 岡山県総合防災情報システム(岡山県防災情報メール配信サービス、Lアラート)

また、報道機関からの報道が居住者・施設管理者等の危険を察知するのに重要な役割を果たしていることを認識し、報道機関と信頼関係を平時から構築しておく必要がある。

○避難情報等の伝達手段



【水害編】

1.避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

水害における避難情報等の対象となる地域は、一級河川吉井川、一級河川吉井川水系千町川、千町古川、一級河川吉井川水系干田川、干田川放水路、香登川の想定最大規模降雨による洪水想定区域図を基本とする。

避難情報等の発令にあたっては、立退き避難が必要な区域や屋内安全確保の区域を示すのではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。また、水害における避難行動は屋内安全確保、緊急安全確保も含めることと整理したが、避難情報等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した立退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

1.1 立退き避難が必要な区域(対象建物)

河川区分	立退き避難が必要な区域(対象建物)
浸水想定区域が示されている河川 (1)洪水予報河川 一級河川吉井川 (2)水位周知河川 一級河川吉井川水系千町川、千町古川 一級河川吉井川水系干田川、干田川放水路、香登川	① 堤防から水が越流したり、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域 ② 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋 ③ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 3.0m を超える区域の 2 階建ての家屋 ④ 堤防の決壊等で氾濫した場合、長期間深い浸水が続くことが想定される区域
小河川	① 河川沿いの家屋

1.2 立退き避難の対象とならない事象(屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない事象)

- ① 短時間で局地的な大雨
- ② 浸水の深さが浅い中小河川
- ③ 浸水の深さが浅い内水

2.避難情報等の判断

避難情報等の判断基準は、立退き避難が必要な洪水による氾濫とし、河川毎に設定するものとする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
国土交通省 岡山河川事務所	防災情報提供センター	河川情報(水位情報、ライブカメラ映像) 気象情報(吉井川) 等
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、雨量情報、河川氾濫情報(氾濫警報等)、大雨情報(大雨警報等、洪水キキクル) 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、水位情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び降雨状況(千町川・干田川)

2.2 避難情報等の判断基準など

河川名	洪水予報河川 一級河川吉井川(国土交通省直轄)		
立退き避難 対象地区	地区名	区域	立退き避難対象地区(大字)
	邑久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	福田地区	全域	豆田、福元、百田、宗三、福中
	今城地区	全域	大富、福山、向山、北島
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	本庄地区	全域	本庄、下山田、上山田
	玉津地区	一部	尻海
	笠加地区	全域	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	行幸地区	全域	福岡、服部、八日市、長船
	国府地区	全域	牛文、磯上、福里、土師
	美和地区	全域	西須恵、東須恵、飯井
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	〈確認情報・計測情報〉 (1) 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である <u>7.70mに到達し</u>、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 (2) 吉井川の御休水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)よりも低い水位であるものの、次の①～③に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する)		
	〈推定・予測情報〉 (3) 指定河川洪水予報により、吉井川御休水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位 <u>8.20m</u>)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) (4) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 (5) レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)		

【警戒レベル 4】 避難指示	〈確認情報・計測情報〉 (1) 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が<u>氾濫危険水位(レベル4水位)</u>である 8.20m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 (2) 吉井川の御休水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～④に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ④ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 〈推定・予測情報〉 (3) 吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である 8.20m に到達していないものの、指定河川洪水予報により、御休水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合 (4) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「<u>氾濫危険水位の超過に相当(紫)</u>」になった場合 (5) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) (6) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から明け方であっても、発令基準例(1)～(5)に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
---------------------------	---

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	〈確認情報〉 (1) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 〈計測情報〉 (2) 吉井川の御休水位観測所の水位が、<u>氾濫発生水位(レベル5水位)である 9.59m に到達した場合</u>(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合) (3) 吉井川の御休水位観測所の水位が、<u>氾濫発生水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次の①～③に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</u> ①吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ②ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 〈推定・予測情報〉 (4) 洪水予測による吉井川の御休水位観測所の水位予測で、<u>氾濫発生水位(レベル5水位)を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合</u> (5) 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「<u>氾濫している可能性(黒)</u>」になった場合 ※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準(1)～(2)に該当する場合は、河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報(レベル5相当情報[洪水])の発表基準となっている。躊躇なくレベル5緊急安全確保を発令すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対しレベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

観測所 (御休)	基準水位		洪水予報の種類と条件	
	区分	水位 (m)	種類	発表条件
	氾濫開始 相当水位	9.59	氾濫発生情報 (氾濫特別警報) 【警戒レベル 5 相当】	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき
	氾濫危険水位	8.20	氾濫危険情報 (氾濫危険警報) 【警戒レベル 4 相当】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
	避難判断水位	7.70	氾濫警戒情報 (氾濫警報) 【警戒レベル 3 相当】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
	氾濫注意水位	5.80	氾濫注意情報 (氾濫注意報) 【警戒レベル 2 相当】	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
	水防団待機水位	4.80		
助言を求める 専門機関	気象・雨量に関すること 河川の水位に関すること		岡山地方気象台ホットライン 岡山河川事務所防災情報課	086-223-2349 086-223-5196
備 考	浸水想定区域 〈想定内容〉 L1:(計画規模)吉井川流域の 2 日間総雨量 270mm L2:(想定最大規模)吉井川流域の 48 時間総雨量 744mm ・福岡付近(吉井川 14.0 km)の破堤を想定した場合、長船支所に約 1 時間、本庁に約 3 時間で到達 ・坂根付近(吉井川 16.8 km)で破堤を想定した場合、長船支所に約 2 時間、本庁に約 8 時間で到達 ・邑上橋南側(吉井川 11.4km)で破堤を想定した場合、長船支所に約 3 時間、本庁に約 90 分で到達			

河川名	水位周知河川 一級河川吉井川水系千町川、千町古川(岡山県管理)		
立退き避難 対象地区	地区名	区域	立退き避難対象地区(大字)
	邑久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	今城地区	一部	大富、向山、北島
	本庄地区	一部	本庄、下山田
	玉津地区	一部	尻海
	美和地区	一部	西須恵
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<確認情報・計測情報> (1) 千町川の水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である1.70mに到達した場合 (2) 千町川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③吉井川に流入する千町川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況		
	<推定・予測情報> (3) 千町川の水位観測所の水位が、警戒レベル3避難判断水位である 1.70mを超えた状態で、レベル3大雨警報が発表され、千町川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと (4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)		

【警戒レベル 4】 避難指示	<確認情報・計測情報> (1) 千町川の水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である 2.00m に到達した場合 (2) 千町川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③吉井川に流入する千町川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ④苫田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <推定・予測情報> (3) 千町川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)である 1.70m を超えた状態で、レベル4大雨危険警報が発表され、千町川の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (4) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(時刻時点で発令) (5) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予測されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から明け方であっても、上記発令基準(1)～(3)に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。
---------------------------	--

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<確認情報> (1) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 <計測情報> (2) 千町川の水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)である 2.30m に到達した場合 (3) 千町川の水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②吉井川に流入する千町川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ③苫田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <推定・予測情報> (4) 千町川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、千町川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合 (5) レベル5大雨特別警報が発表され、千町川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準(1)に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
-----------------------------	--

避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。														
基準観測所 (千町水位観測所)	<table><tr><th colspan="2">基準水位</th><th rowspan="2">零点標高</th></tr><tr><th>区 分</th><th>水位(m)</th></tr><tr><td>氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】</td><td>2.30</td><td rowspan="3">TP-0.63m</td></tr><tr><td>氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】</td><td>2.00</td></tr><tr><td>避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】</td><td>1.70</td></tr></table> ・河川監視カメラ(本庄)にて、水位や降雨状況を監視する。			基準水位		零点標高	区 分	水位(m)	氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】	2.30	TP-0.63m	氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】	2.00	避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】	1.70
基準水位		零点標高													
区 分	水位(m)														
氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】	2.30	TP-0.63m													
氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】	2.00														
避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】	1.70														
助言を求める 専門機関	気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン 086-223-2349 河川の水位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481														
備 考	浸水想定区域 〈想定内容〉 L1:(計画規模) 千町川流域の 24 時間総雨量 202mm L2:(想定最大規模) 千町川流域の 24 時間総雨量 739mm														

河川名	水位周知河川 一級河川吉井川水系干田川、干田川放水路、香登川(岡山県管理)		
立退き避難 対象地区	地区名	区域	立退き避難対象地区(大字)
	邑久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	福田地区	全域	豆田、福元、百田、宗三、福中
	今城地区	全域	大富、福山、向山、北島
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	本庄地区	一部	本庄、下山田
	笠加地区	全域	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	行幸地区	一部	福岡、服部、長船
	国府地区	全域	牛文、磯上、福里、土師
	美和地区	全域	西須恵、東須恵、飯井
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<確認情報・計測情報>		
	(1) 干田川の水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である干田 3.20m/福中 3.30m に到達した場合		
	(2) 干田川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)		
	①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生		
	②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況		
	③吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況		
	<推定・予測情報>		
	(3) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、レベル3大雨警報が発表され、干田川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合		
	※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと		
	(4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)		

【警戒レベル 4】 避難指示	<確認情報・計測情報> (1) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である干田 3.50m/福中 3.40mに到達した場合 (2) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ④苫田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <推定・予測情報> (3) 干田川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)である干田 3.20m/福中 3.30mを超えた状態で、レベル4大雨危険警報が発表され、干田川の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと (4) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) (5) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予測されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から明け方であっても、上記発令基準(1)～(3)に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。
---------------------------	---

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<確認情報> (1) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 <計測情報> (2) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)である干田 3.80m/福中 3.45mに到達した場合 (3) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②吉井川に流入する干田川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ③苫田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <推定・予測情報> (4) 干田川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、干田川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」「警戒レベル5相当情報[洪水]」が出現した場合 (5) レベル5大雨特別警報が発表され、干田川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ※発令における注意事項は、P13の緊急安全確保の「※」を参考とすること。
避難情報等の解除	水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

基準観測所 (干田・福中 水位観測所)	基準観測所の基準水位等																				
	<table><tr><td colspan="2">基準観測所</td><td>干田水位観測所</td><td>福中水位観測所</td></tr><tr><td rowspan="3">区分</td><td>氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】</td><td>3.80</td><td>3.45</td></tr><tr><td>氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】</td><td>3.50</td><td>3.40</td></tr><tr><td>避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】</td><td>3.20</td><td>3.30</td></tr><tr><td colspan="2">零点標高[m]</td><td>TP+0.08</td><td>TP+0.00</td></tr></table>			基準観測所		干田水位観測所	福中水位観測所	区分	氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】	3.80	3.45	氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】	3.50	3.40	避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】	3.20	3.30	零点標高[m]		TP+0.08	TP+0.00
	基準観測所		干田水位観測所	福中水位観測所																	
	区分	氾濫開始相当水位 (氾濫発生情報) 【警戒レベル5相当】	3.80	3.45																	
		氾濫危険水位 (氾濫危険情報) 【警戒レベル 4 相当】	3.50	3.40																	
避難判断水位 (氾濫警戒情報) 【警戒レベル 3 相当】		3.20	3.30																		
零点標高[m]		TP+0.08	TP+0.00																		
・河川監視カメラ(土師/福中)・市設置管理)にて、水位や降雨状況を監視する。																					
助言を求める 専門機関	気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン 086-223-2349 河川の水位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481																				
備 考	浸水想定区域																				
	〈想定内容〉 L1:(計画規模) 干田川流域の 24 時間総雨量 215mm L2:(想定最大規模) 干田川流域の 24 時間総雨量 741mm																				

河川名	その他中小河川
基本的な考え方	中小河川については、国や県からの助言を踏まえつつ、各河川の特性に応じて避難情報等を発令する。対象河川としては、洪水浸水想定区域を有する河川や、市が避難の必要性を認定する河川が考えられる。発令基準については、大雨に関する情報、降雨量情報、洪水キキクル(洪水リスク情報)などを参考に発令基準を設定する。 また、中小河川では、水位情報が得られないことから、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織から得られた現地の情報をもとに判断し避難情報等を発令する。
立退き避難対象地区	避難情報等の判断基準に基づき、避難対象地区を判断するものとする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<確認情報・計測情報> (1)次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 (発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) <推定・予測情報> (2)次の①～②のいずれか又は複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (3)警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(時刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	<確認情報・計測情報> (1)次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 (発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ④苦田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

【警戒レベル 4】 避難指示	<推定・予測情報> (2) 次の①～②のいずれか又は複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (3) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<確認情報> (1) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 <計測情報> (2) 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ① 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ② 排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 (発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ③ 苫田ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 <推定・予測情報> (3) レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合 (※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準1に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに県知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。 ※推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

避難情報 等の解除	その他河川等については当該河川の洪水キキクルで示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については浸水キキクルで示される危険度が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。
助言を求める 専門機関	気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン 086-223-2349 河川の水位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481
備考	外水氾濫対象河川 油杉川、道還川、幸崎川、藤井川、是安川、奥山川、八反川

3. 避難情報等の伝達文例

避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

河川	避難情報区分	伝達文例
洪水予報河川 一級河川吉井川(国土交通省直轄)・一級河川千町川・千田川(岡山県管理)	【警戒レベル 3】 高齢者等避難	(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 3「高齢者等避難」を発令しました。 ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる、高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚や知人宅などに速やかに避難してください。 ⑤ なお、避難場所は○○です。 ⑥ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ⑧ 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
	【警戒レベル 4】 避難指示	(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。 ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚や知人宅などに今すぐ避難してください。 ⑤ なお、避難場所は○○です。 ⑥ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合には、自宅で避難しても構いません。 ⑦ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	【河川氾濫が切迫している状況】 (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5、警戒レベル5！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。 ○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました ④ 避難場所への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	【河川氾濫を確認した状況】 (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ④ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

4.レベル5「特別警報」の取扱い

4.1 レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報

- ① レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報発表時には、既に避難情報等の判断及び発令を行っていることを前提とする。
- ② レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報発表時には、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。
- ③ 避難情報等の判断に際し、レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報の発表を待たないものとする。

【土砂災害編】

1.避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

本マニュアルで対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。具体例としては、山や川を隔てた地域ごと、合併前の旧市町村、大字や校区をまとめた地域、東部・西部等の地域といったものが考えられ、各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなる。避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

例えば、図のように土砂災害を警戒するための避難情報の発令対象区域を例に挙げると、①の土砂キキクルの警戒レベル4相当情報「危険（紫）」や警戒レベル3相当情報「警戒（赤）」が表示されているメッシュと、②のハザードマップ上の土砂災害警戒区域等とが重なった地域に、警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難を発令することが基本である。

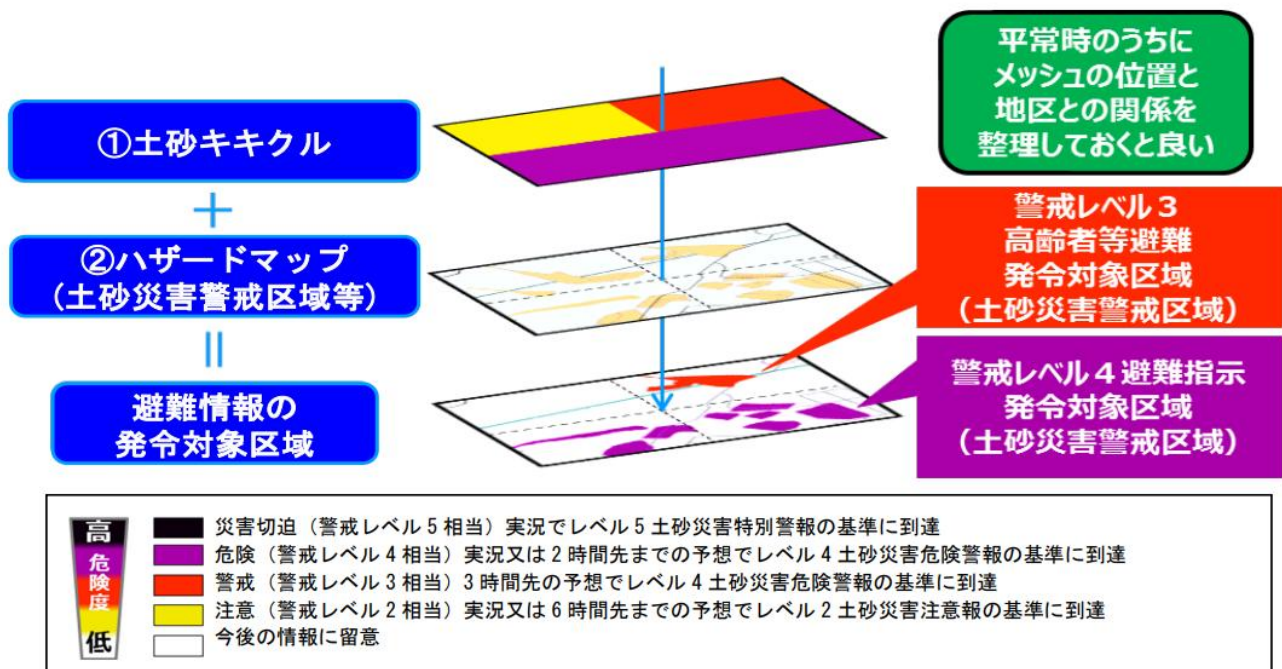


図 土砂災害が想定される際の避難情報の発令対象区域

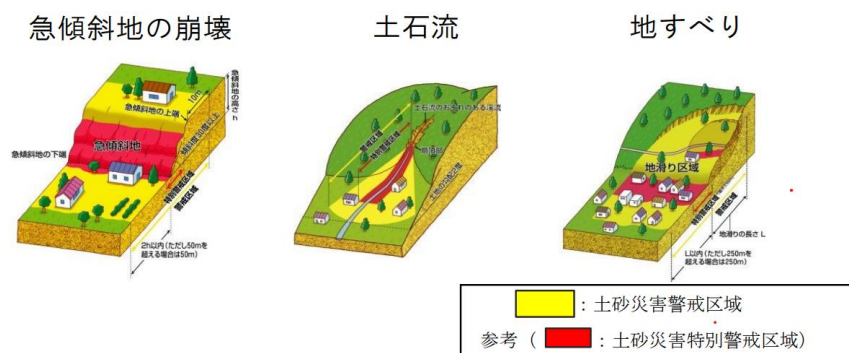
（出典：避難情報に関するガイドライン（令和8年3月）内閣府）

1.1 避難情報等の対象とする土砂災害の危険箇所

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」(岡山県が指定)

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、「土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域」のこと。

なお、土砂災害特別警戒区域は警戒レベル 4 避難指示の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。



(出典:避難情報に関するガイドライン(令和8年3月)内閣府)

(2) その他の場所

土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある

また、降雨時には、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難施設及び避難路、避難訓練、救助その他警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域等の指定がなされていない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害のおそれがあるにもかかわらず住民等への周知が遅れることを懸念し、基礎調査結果の公表前に高精度な地形情報を活用し机上抽出した基礎調査予定箇所を準用する。

2.避難情報等の判断

土砂災害は、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難情報等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項 目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、雨量情報、土砂災害情報（土砂災害警報等、土砂キキクル）等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、雨量情報、土砂災害危険度情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び降雨状況

2.2 避難情報等の判断基準など

危険区域	土砂災害警戒区域：土石流 33 箇所、急傾斜 89 箇所 （内土砂災害特別警戒区域：土石流 14 箇所、急傾斜 48 箇所） 山地災害危険地区：崩壊土砂流出危険地区 80 箇所、山腹崩壊危険地区 92 箇所		
立退き避難 対象地区 （自治会）	地区名	区域	立ち退き避難対象地区
	牛窓地区	全部	牛窓
	鹿忍地区	全部	鹿忍、千手
	長浜地区	全部	長浜
	邑久地区	一部	山手、山田庄
	今城地区	一部	向山、北島
	笠加地区	全部	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	豊原地区	一部	東谷、豊原
	本庄地区	全部	本庄、上山田、下山田
	玉津地区	全部	尻海、庄田
	裳掛地区	全部	福谷、虫明
	国府地区	一部	牛文、磯上、土師
	美和地区	全部	西須恵、東須恵、飯井
	ハザードマップ等で土砂災害警戒区域・危険箇所等を確認し、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報等を発令する。 災害の発生を把握した場合は、発生個所を含む区域内（大字単位）の土砂災害警戒区域・危険箇所等に災害発生情報を発令する。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報等を発令することを検討する。		

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	(1) レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合(※レベル3土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (2) 土砂災害の危険度分布がレベル3相当となった場合 (3) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の発表)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル 4】 避難指示	(1) レベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※レベル4土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (2) 土砂災害の危険度分布でレベル4相当となった場合 (3) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上の発表)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) (4) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上の発表)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) (5) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(災害が切迫) (1) レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※レベル5土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (2) 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) (3)土砂災害の発生が確認された場合

	※発令基準例(1)～(2)を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準(3)の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
特別警報の 取扱い等	(1) レベル5土砂災害特別警報 ①レベル5土砂災害特別警報発表時には、既に避難指示等の判断及び発令を行っていることを前提とする。 ②レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。 (2) 台風等を要因とする暴風特別警報及び雨を要因とするレベル5大雨特別警報 ① 伊勢湾台風クラス(中心気圧 930hPa 以下等)の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの ② 発表時点で避難指示等の判断基準に達していない場合が多い ③ 判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難・避難指示を発令するようにするものとする。
避難情報等 の解除	レベル4土砂災害危険情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・岡山県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。
助言を求める 専門機関	気象・土砂災害に関すること 岡山地方気象台ホットライン 086-223-2349 土砂災害に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481

3.避難情報等の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

避難情報区分	伝達文例
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 3、「高齢者等避難」を発令しました。 ④ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ⑦ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれのある方は自主的に避難してください。
【警戒レベル 4】 避難指示	(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。 ④ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(土砂災害発生が切迫している状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 瀬戸内市にレベル5土砂災害特別警報が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 5、「緊急安全確保」を発令しました。 ④ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 (土砂災害発生を確認した状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、(又は、土砂災害発生！土砂災害発生！) ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 5、「緊急安全確保」を発令しました。 ④ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。) (注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。 また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。
-----------------------------	---

【高潮災害編】

1.避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

1.1判断基準の基本的考え方

避難情報等の対象となる高潮災害は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時とし、その対象地域は既往最大潮位を観測し、最も甚大な被害を受けた平成16年8月台風第16号の浸水実績を基本とする。

レベル3高潮警報は、潮位がレベル4高潮危険警報の基準に達すると予想される約12時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難指示に先立ち高齢者等避難を早めに発令する。

高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域のすべての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難指示の発令を検討する。

1.2避難行動の特徴

高潮浸水想定区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

高潮が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。

※屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合

①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
・住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

③ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

台風接近時には潮位が急激に上昇するため、潮位がまだ低いからという理由で避難しないと、避難し遅れ被災するおそれがある。台風や温帯低気圧等(以下、「台風等」とする。)の接近が予想される時には、海沿いや高潮が遡上する河川の周辺には近づかないようにすることが必要である。

1.3避難情報等の対象とする高潮災害

ケース	命を脅かす危険性のある事象
ケース 1	潮位が堤防を越えなくとも、高潮を重ね合わせた波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合
ケース 2	潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で浸水が想定される場合。

2.避難情報等の判断

避難情報等の判断基準は、防災気象情報を参考に判断することを基本に、平成16年8月台風第16号の浸水実績図を基に立退き避難対象地区を設定するものとする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、潮位観測情報 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、潮位観測情報、ライブカメラ映像情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び潮位状況(虫明漁港)

2.2 避難情報等の判断基準など

高潮警報等 発令基準	レベル5 高潮特別警報 (潮位：TP+2.20m (CDL3.27m)) レベル4 高潮危険警報 (潮位：TP+1.70m (CDL2.77m))		
危険区域	平成16年8月台風第16号による高潮災害被災地域(潮位：TP+2.47m (CDL3.54m))		
立退き避難 対象地区 (自治会)	港湾・漁港名	地 区	立退き避難対象地区
	牛窓港	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町 東町・大浦・前島
	鹿忍港	鹿忍地区	沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西脇 子父雁
	玉津港	玉津地区	敷井
	間口港	福谷地区	間口前泊
	知尾港	福谷地区	知尾
	虫明漁港	虫明地区	田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝
	布浜港	虫明地区	布浜

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	レベル3高潮警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。 <推定・予測情報> (1) 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 (2) 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合(氾濫までに猶予がない場合は警戒レベル5として発表) (3) レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 (4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
-----------------------------	---

【警戒レベル 4】 避難指示	レベル4高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇することが多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。 <推定・予測情報> (1) 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合 (2) 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合は警戒レベル5として発表） (3) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方で発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。 注：潮位又は水位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位又は水位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
---------------------------	---

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	レベル5高潮氾濫発生情報やレベル5高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。								
	<確認情報> (1)堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合								
	<計測情報> (2)水位又は潮位が基準高に到達した場合								
	<推定・予測情報> (3) 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合								
	※レベル5高潮氾濫発生情報の発表時には、解説文で確認情報であるか等が記載されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。								
避難情報等の解除	当該地域のレベル4高潮危険警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。								
牛窓観測所 (牛窓港)	<table><tr><td>レベル4高潮危険警報</td><td>レベル5高潮特別警報</td><td>既往最高潮位</td></tr><tr><td>TP+1.70m (CDL2.77m)</td><td>TP+2.20m (CDL3.27m)</td><td>TP+2.47m (CDL3.54m)</td></tr></table>	レベル4高潮危険警報	レベル5高潮特別警報	既往最高潮位	TP+1.70m (CDL2.77m)	TP+2.20m (CDL3.27m)	TP+2.47m (CDL3.54m)		
レベル4高潮危険警報	レベル5高潮特別警報	既往最高潮位							
TP+1.70m (CDL2.77m)	TP+2.20m (CDL3.27m)	TP+2.47m (CDL3.54m)							
助言を求める 専門機関	気象・潮位に関すること 潮位に関すること	岡山地方気象台ホットライン 岡山県土木部防災砂防課	086-223-2349 086-226-7481						

3.避難情報等の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

避難情報区分	伝達文例
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 3「高齢者等避難」を発令しました。 ④ 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる、高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難場所や安全な親戚や知人宅などに速やかに避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ自主的に避難してください。 ⑧ 特に、沿岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ⑨ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。
【警戒レベル 4】 避難指示	(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。 ④ 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 ⑧ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	(高潮氾濫が切迫している状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため○○地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ④ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 (高潮氾濫発生を確認した状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○地区で高潮氾濫が発生したため、○○地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 5、「緊急安全確保」を発令しました。 ④ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
-----------------------------	---

【津波災害編】

1.避難指示発令の判断基準の基本的考え方

津波浸水想定区域の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本である。高台等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。これは、津波が

- ・東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5～2.0m であっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、
 - ・想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、
 - ・津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、
 - ・地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあること
- 等から、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。

津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

なお、津波が来襲している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると居住者等が自ら判断する場合には、「緊急安全確保」をとることが考えられる。ただし、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

1.1 南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波災害

令和 8 年 2 月発表 岡山県津波浸水想定による

ケース	津波高	浸水面積	海面変動影響開始時間
地震動により堤防等が機能しなくなる場合	最大 3.23m	314.14ha	+20cm 到達時間 121 分
津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合		215.46ha	

津波浸水想定区域が最大となる「地震により堤防等が破壊される場合」で定める

1.2 立退き避難が必要な住民に求める避難行動の考え方

情報区分	住民に求める避難行動
避難指示	できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する。

2.避難指示発令の判断

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市において発令対象区域

をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

(1)大津波警報の発表時:最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域(津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)に基づき岡山県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

(2)津波警報の発表時:海岸堤防等が無い又は海岸堤防が低い場合、高さ 3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 3mと予想される、海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

(3)津波注意報の発表時:漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 1mと予想される、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

2.1 避難指示の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	津波警報・注意報、津波に関する情報、潮位観測情報 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、潮位観測情報、ライブカメラ映像情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び潮位状況(虫明漁港)

2.2 避難指示の判断基準など

津波は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合があることから、複数の避難情報があるとした場合、市が限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱をきたすおそれがある。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市長は基本的には「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする（実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする）。

さらに、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

なお、最も重要なことは、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動する必要がある、ということである。

対象区域	岡山県津波浸水警戒区域(令和 8 年 3 月)における津波浸水想定区域 (瀬戸内市防災ハザードマップにおける浸水想定区域)		
立退き避難 対象地区 (自治会)	①津波警報、大津波警報が発表された場合		
	地 域	地 区	立退き避難対象地区
	沿岸部	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町・東町 大浦・師楽・前島
		鹿忍地区	沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西浜・畑・西脇 子父雁
		長浜地区	粟利郷・国塩・中村・西浦・上・浜・下・弁天
		玉津地区	西部西・西部東・市場・中東・大東・敷井
		福谷地区	知尾・間口前泊・下寺
		虫明地区	新町・田辺里・上町・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東 瀬溝・布浜・愛生園・光明園
	内陸部	今城地区	北島(仁生田)・向山(向山沖田)
		豊原地区	豊原(大橋・円張西・円張東) 大窪(茶屋本サウスタウン) 東谷(東谷)
		邑久地区	豊安(豊安下) 山手(真徳西・真徳東・水落) 尾張(千町)
		本庄地区	下山田(舟原東・舟原西・リゾナーレ瀬戸内・内沼) 本庄(夢の郷・西の谷・下浦・東谷・土佐北・土佐南)
		美和地区	西須恵(尻無西・尻無東・花尻)

	②津波注意報が発表された場合 <table><tr><td>地 域</td><td>地 区</td><td>立退き避難対象地区</td></tr><tr><td rowspan="4">沿岸部</td><td>牛窓地区</td><td>紺浦・栄町・綾浦・中浦・東町・大浦・前島</td></tr><tr><td>鹿忍地区</td><td>西脇・子父雁</td></tr><tr><td>福谷地区</td><td>※間口前泊(レジーアマリーナ付近)</td></tr><tr><td>虫明地区</td><td>田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝・布浜</td></tr></table> ※津波注意報発表時の留意事項 ・福谷地区については間口前泊(レジーアマリーナ付近)に限定し、対象世帯・人口は計算しない。 ・津波注意報発表時の潮位によらず、上記地区に避難指示を発令する。 ・遠地震に伴う津波注意報発表の場合も、危険な地域からの一刻も早い避難を促すことを優先し、上記地区に速やかに避難指示を発令する。 ・樋門や陸閘の閉鎖ができない場合は、上記地区に加えて該当の地区へ避難指示を発令する。	地 域	地 区	立退き避難対象地区	沿岸部	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・東町・大浦・前島	鹿忍地区	西脇・子父雁	福谷地区	※間口前泊(レジーアマリーナ付近)	虫明地区	田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝・布浜
地 域	地 区	立退き避難対象地区											
沿岸部	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・東町・大浦・前島											
	鹿忍地区	西脇・子父雁											
	福谷地区	※間口前泊(レジーアマリーナ付近)											
	虫明地区	田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝・布浜											
避難指示	(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表(ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。) (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合												
避難指示の解除	当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。 なお、津波警報等が解除され災害が発生するおそれがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。												

避難情報等 判断の情報	地震発生から、3 分程度を目処に津波警報等が発表される。津波の高さは 5 つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。			
	なお、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。			
		予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
			数値	定性的表現
	大津波警報	10m～	10m超	巨大
		5m～10m	10m	
		3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い	
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)	
助言を求め る専門機関	津波に関すること 岡山地方気象台ホットライン 086-223-2349			
遠 地 地 震	我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。 ※遠地地震であっても、津波警報以上が発表される可能性もある。 (例:2010 年 2 月 27 日チリ中部沿岸の地震)			

3.避難指示の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難指示の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難指示に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

区分	ケース	伝達文例
避難指示	大津波警報、津波警報が発表された場合	(サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！ (切迫感をもって「津波だ、逃げろ！などの呼びかけも有効) ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 大津波警報(津波警報)が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ④ ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難して下さい。
	強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	(サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！ (切迫感をもって「津波だ、逃げろ！などの呼びかけも有効) ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 強い揺れの地震がありました。 ④ 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ⑤ ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難して下さい。
	津波注意報が発表された場合	【遠隔地の地震に起因(津波到達時間等が示された場合)】 (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 津波注意報※が発表されたため、下記地区に避難指示を発令しました。 ② 津波到達予想時刻は、本日〇日〇時〇分(約〇m)です。 ③ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 ④ 【対象地区】 牛窓地区(紺浦、栄町、綾浦、中浦、東町、大浦、前島)、鹿忍地区(西脇、子父雁)、福谷地区(間口前泊(レジーアマリーナ付近))、虫明地区(田辺里、浜西、浜東、瀬戸西、瀬戸東、瀬溝、布浜) ※遠地地震であっても、警報以上が発表される可能性もある (例:2010 年 2 月 27 日チリ中部沿岸の地震)

参考文献:避難情報に関するガイドライン 令和 8 年 3 月【内閣府(防災担当)】

避難情報等の発令及び伝達マニュアル

策定：平成22年6月

改定：令和8年5月

発行：瀬戸内市役所

編集：瀬戸内市総務部危機管理課